

令和7年第4回（9月）瀬戸内市議会定例会質疑通告一覧表

議案番号	議 案 名	
	議席番号／質問者／質疑の要旨	答弁者
議案第53号	瀬戸内市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	
	14番／島津幸枝 (1) 第1条中、「市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員」とあるが、具体的な対象者は (2) 第2条において、政令で定める基準と異なっている内容は (3) 損害賠償責任を免れる額の設定の根拠は (4) 第2条中、「善意でかつ重大な過失がないとき」とあるが、それは誰がどのように判断するのか (5) 保険制度もあると思うが、なぜ条例制定が必要なのか (6) この条例が発動される際の議会の対応はどうなるのか	市長 副市長 担当部長